

令和2年度クリーニング師研修 及び業務従事者講習について

新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ令和2年度に限り、会場に来場の上受講いただく研修・講習を全て取り止め、来場を要しない通信制による研修・講習のみを下記により実施いたします。

◆通信制による研修及び講習の日程

- ① 申込受付期間 9月10日～10月15日
- ② レポート問題への解答用紙提出期限 11月22日

◆進め方

申込受付後、テキスト、レポート問題、解答用紙等を送付します。

①テキストの概要について

- ・名称 クリーニング実務（第11クール2019年度～2021年度）
- ・編著者 （公財）全国生活衛生営業指導センター
- ・構成 ア クリーニングの問題24事例 イ 洗たく物の受取り、保管及び引渡し
ウ 繊維及び繊維製品 エ 洗濯物の処理、オ 衛生法規及び公衆衛生
カ 参考資料（クリーニング事故賠償基準、カウンターでの接客、念押しの言葉等）等

②レポート問題、解答用紙等について

テキストを学習の上、レポート問題に対して解答用紙により解答ください。問題は20程で、テキストの中から出題されます。解答用紙には選択肢の数字（番号）を記入します（クリーニング師研修については、一部「○×」を記入する設問があります。）。解答用紙を提出期限（11月22日）までに当指導センターに送付してください。

③解答の確認と修了証書等の送付について

提出いただいた解答用紙について成績を確認します。確認が終了しましたら、「レポート問題の解答と解説」とともに修了証書、ステッカーを送付いたします。

◆受講対象者

クリーニング業法において、受講が義務付けられている研修、講習です。**未受講者、平成30年度及び令和元年度の研修又は講習修了者以外の方は必ず受講してください。**

(1) クリーニング師の研修

クリーニング所の業務に従事するクリーニング師は、業務に従事した後1年以内に研修を受け、その後は3年を超えない期間ごとに、研修を受けなければなりません。

また、営業者は、クリーニング所の業務に従事するクリーニング師に対し、研修を受ける機会を与えなければならないことになっています。

(2) 業務従事者に対する講習

営業者は、クリーニング所開設後1年以内に、そのクリーニング所の衛生管理を行う者として、従事者の5分の1（端数を生ずる場合は切上げ）の者を選び、講習を受けさせ、その後は3年を超えない期間ごとに、同様の方法で選んだ者に対し講習を受けさせなければなりません。ただし、同じクリーニング所（店舗）において、クリーニング師がクリーニング研修を受講している場合は、クリーニング師1名につき業務従事者5名分の講習を受講したものとみなされます。また、従事者数には、臨時雇用、季節雇用等の者が含まれますが、専ら事務的業務等に従事する者は除かれます。なお、取次店は、個々に1クリーニング所として扱われますので、営業者は取次店ごとにそれぞれ少なくとも1名を、受講させなければならないこととなります。

◆受講料

クリーニング師研修	5,000円
業務従事者講習	4,500円

申込先・問合せ先

〒990-0033 山形市諏訪町2-1-60

(公財) 山形県生活衛生営業指導センター

TEL (023) 623-4323、FAX (023) 634-6290